

3-4 地方消費税率の引上げによる増収分の使途

(1) 消費税率の引上げについて

社会保障の充実・安定を図るため、平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられ、そのうち地方消費税率については、1%から1.7%に引き上げられました（下表参照）。

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日以降
消費税率（国税）	4%	6.3%
地方消費税率（地方税）	1%	1.7%
合計	5%	8%

(2) 地方消費税率の引上げによる増収分の使途について

上記、地方消費税率の引上げにより増収となる地方消費税収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

区では、平成27年度の地方消費税交付金12,256,286千円のうち増収分に該当する6,040,652千円を以下の事業に重点的に充当し、社会保障関連施策の充実・安定財源として活用しました。

(単位：千円)

区分	充当事業名	平成27年度 決算額	特定財源	一般財源	
				一般財源	一般財源のうち、消費税率引上げによる増収分充当額
介護施設の整備	特別養護老人ホーム等の建設助成	199,817	0	199,817	136,953
	認知症高齢者グループホームの建設助成	279,244	245,243	34,001	23,304
	特別養護老人ホーム等用地整備	102,592	0	102,592	70,316
	小規模多機能型居宅介護施設の建設助成	58,556	45,854	12,702	8,706
<待機児童対策の推進> 保育施設の整備	保育施設の改修	69,168	0	69,168	47,407
	杉並区保育室の整備	141,544	0	141,544	97,013
	保育施設建設助成	1,357,529	1,120,497	237,032	162,460
	保育施設の整備	724,691	0	724,691	496,697
	下高井戸保育園の改築	301,285	228,327	72,958	50,005
	下高井戸子供園の改築	42,032	0	42,032	28,808
	(仮称)成田東保育園の整備	223,364	0	223,364	153,092
	阿佐谷南保育園の改築	5,359	0	5,359	3,673
	杉並保育園の移転整備	182,749	0	182,749	125,254
	上高井戸保育園の整備	51,750	0	51,750	35,469
<待機児童対策の推進> 保育所等の運営	保育園運営	2,742,189	1,150,681	1,591,508	1,090,805
	民営保育園等に対する保育委託	4,368,030	2,138,269	2,229,761	1,528,258
	認証保育所運営	1,825,146	107,243	1,717,903	1,177,436
	家庭福祉員	161,386	11,449	149,937	102,765
	杉並区保育室の運営	861,649	54,440	807,209	553,254
	小規模保育施設運営	179,515	98,573	80,942	55,477
障害児支援の充実	こども発達センター療育相談・指導	57,872	9,599	48,273	33,086
	障害児発達相談	33,364	2,869	30,495	20,901
	保育対応型児童発達支援保育料助成	5,128	0	5,128	3,515
	重症心身障害児通所事業	31,540	128	31,412	21,529
	障害児施設の整備	21,110	0	21,110	14,469
合計		14,026,609	5,213,172	8,813,437	6,040,652